



編集発行

(株) ハンズホールディングス

₹860-0811

熊本県熊本市本荘6丁目8-7 TEL. 096 (375) 4340 FAX. 096 (375) 4341

#### (師走) DECEMBER 23日・天皇誕生日

日	0	11	25
月	0	12	26
火	0	13	27
水	0	14	28
木	1	15	29
金	2	16	30
土	3	17	31
日	4	18	۰
月	5	19	٠
火	6	20	۰
水	7	21	٠
水木	7 8	21 22	•

#### 12月の税務と労務

国 税/給与所得者の年末調整 今年最後の給与を支払う時

国 税/給与所得者の扶養控除等 国 税/1月、4月、7月決算法人の消 (異動)申告書及び保険料 控除申告書の提出

国 税/11月分源泉所得税の納付 12月12日

国 税/10月決算法人の確定申告 (法人税·消費税等) 1月4日 国 税/4月決算法人の中間申告 1月4日

費税の中間申告(年3回の場 合) 1月4日

今年最後の給与を支払う前日 地方税/固定資産税・都市計画税(第 3期分)の納付

市町村の条例で定める日

劳 務/健康保険·厚生年金保険被 保険者賞与支払届

支払後5日以内

#### ワンポイント 税制改正

年末に公表される与党税制改正大綱で、毎年行われる税制改正 の具体的な内容が示されます。これを基に政府が法案を作成し、 翌年2月頃から通常国会で審議されます。与党が国会で多数を占 め与野党間で大きな対立点が無ければ、通常、年度内に原案どお り可決成立し、原則、4月1日から改正法が施行されます。

#### 産中 業国 用口に ボットで 需

要拡 Н 本産 **拡大が牽引役となり成長本を始めとする先進国で産業用ロボットは、これ** して し で れ ま 長 て需で

れています。 今後の流り 高中て でも、いま や製品で製品 かに産 れとし 業用 用口質場 くことが っ ボの で ポットへい安定化い 安定化い は、 見新 のなど費 込 興 ま国

食 <sup>思っております。</sup> 今後ロボット化 長品会社を経営し 動きについて教えて下さ ります。ロボールット化を進え 営し してお ルット業のかい ŋ つます

0



る需 要 般開 般消費財業界 開拓の柱として期待 待さ ħ

一方、日本の考える必要が出 に造 機主 えてアジアメー 口 業界では海外 (業界の需)一方、日 ・クに減 ボ移の て が が拡大して ット りつ 変化 ・ます。 メー 少 つ クしてお により 要 ĺ あ 要が二○○エーである自動が出てきて、 生 ŋ き カー カーと 産にシ 主 7 ŋ b 日導 本 権 ま ح フト 五. 動場いの欧の が 0) れらを てのピ電

一般消費財業界が考えられます。これらの業界では、中堅・中小企業が多いため、依然として人手に頼る工程が多く、衛生管理の面からも自動化ニーズは高まっています。欧米ではすでにこれらの業界での需要開拓が進んでおり、今後の需要拡大に期待が持てます。 日用品の三品分野な何されるのは、食品の需要開拓の の新 興 国 市 野を中心とする 昆品、医薬品、 品、柱 場 柱 とし 0) |薬品、 対 抗 7

#### 日系メーカーの戦略方向性

その 他製 造業 〈一般消費財業界への取組み〉

日 待

- ③ユーザーフレンドリー性及び フレキシビリティの追求
- ④インテグレーション機能の提供

ユーザー

自 動 車・ 電機

従来の主要マーケット

〈新興国市場の取込み〉 (特に中国市場)

- ①低価格機市場への対応
- ②ビフォア・アフター サービスの強化

先進国 (主に日本)

新興国

市 場 1

(出所:みずほ産業銀行調査部)

批 イ ビ こフォ ア コ地市 ボア - 任 減 拡の 大対 使サ に応 ょ ĺ こど る現

ス

0)

強

口

・ットを

11

ン小び ひフレキシビリティの2、ユーザーフレンドリなす技術を提案する) ーザーフレンドリー はフレキシビリティにしやすくする。工程にのため操作やメンテナーシビリティの追求(中キシビリティの追求(中ザーフレンドリー性及

小企業のため操作やメニー 小企業のため操作やメニー 専用機の活用を図る等) 今後の産業用ロボットので 市場予測は、二〇二〇年二 北円、二〇二五年五・三兆 二〇三五年九・七兆円と気 加の予測となっています。 現在、日本は、出荷台 現在、日本は、出荷台 しかし、この競争環 しかし、この競争環 と毎年増

6り競争、でに工 持される保 競争環境は大きく変化し国、台湾メーカーの台頭に工作機械業界では、中される保証はありません。し、この競争環境が今後し、この競争環境が今後、日本は、出荷台数で世別となっています。

#### ഗ ボ ツ ١ **ത**

П ボ ッ - 業界は ハ イテク業界

テ ク高技 業度術的 技な で がか (求さる れと、 る ハ 幅 イ広

作は、高速で位置計算を行う制御系のコントロール、瞬時に誤御系のコントロール、瞬時に誤をさず両者を高次元で融合させることが必要となります。
さらに生産ラインの効率化のために省スペース、高温や粉塵ために省スペース、高温や粉塵など過酷な環境にも安定して稼むど過酷な環境にも安定して稼むが過酷な環境にも安定して稼むが過酷な環境にも安定して稼むが過酷な環境にも安定して稼むが過剰を行う制 系は口 ット での高 計算算 を精 させもつに割動

# ます。

▼エンジニアリング業界として の側面 以上の高度ものづくりの側面 以上の高度ものづくりの側面 は機能せず、生産ラインの中で は機能せず、生産ラインの中で

と じ 他は 込 産業用で、産業用 ま 、はじめて価 での生産システムに、 を設備と組み合われる。 はず、生産ラ 画値がせる に組るこ 中でで

み要 (水に対 し たが 月辺機関 9 て、 ロユ やボー ッザトー 御 プ本か 口体ら グのの

SIがに

って 1

産 説

ユ

ザ

n ~

業明

ツ

重 おし

な

て形ンラ で ま 応部を ま組 るたみ ケは合 クースが多くない全部を検討する なすラ つる

な 多で内 て ノーいは製たい 入には 人にはエンジニアリンノウハウが乏しく、ロー方で、他業界ではこい状況です。 にだし、 トるエの自ン の単体でのは一動車や電気 ロこ ン グボッよ 機ン 納 ッよトう 入が 柔界を 務

## ◎システムインテグレー ター

が導

要となります。

プの機にしは、 ユーザー, テ務 器とをいること を手掛 般 現 ノニー レー 口的な 在 て め る 入 けの 夕 1000 1る L 工 のはシスプンジニア ます。 · 以 下 カーがユーザのとして S I 者 ットと周 です ij テ とし を S I **|** | | Ĺ ン **,** イン アザ グ Ì 辺 ま ッ

> ロては 組を ヤー ボ作 織囲一 産 い部 ッ 業口業 化 トが容を 大内容を 大力である。 大力でもる。 、 日では優 動きも見られます ットの特性として ・ トームを変更し 応 でき 5 ます。

#### 事 例

体の る。 はこのうます。 はこのうます。 はこのうます。 はこのうます。 はこのうます。 はこのうます。 す の 主 、に 先からも信頼されていまのうちの一つができる形で本人のやりがいといます。大手企業の従業員います。大手企業の従業員のはないます。大手企業の従業員の重(CADによりロボット 作の業務に ア ず。 ボル 社 ッ 3 電 造し 取卜 0) 気 T 引専 社 先 門 ダ は 電電 て社 イ (1) お メ ガ 気設備)、 ŋ 1 ス 械 % 卜 F 力 んで、 社七 を主 1 口 組ボ を

のてこ う この いま います。社長はのような人材のような人材の 考ええ てい動 動きがさら 代表は常に がなら ま す。 常育面 成の 口 に課 で ボか題 ・ッかっ トゥっ、 きる

足額い額 を のつ与年 支 いの末 算税納そ払 支払整 て、 する 額めのの な年際毎いは Ĕ とけの給 けのに月を 源の受 で比ば与泉給け なの徴 与る へて、 ら総収や一 ·賞与· な 額し 人 過に対し、人名

> (2) な は 精 n 、質 た は 人 不 は人正 不に前既 ŋ 算 確定申 など本 つい 要です。 て 払 会年のの年 税 で 限れ 精な年の た 末中の 額通 人 す 調 途 精 以勤 る 13 整 に 算 下 手 ることに 退の つ 0) で い際職手あが てに し続 る改

はなりません。 分対今 の源泉徴収票でいる。のの源泉徴収票である。 V票や支払型です。平成一の収集で を 記 載 L 二ナナ 調 登 な 書 H 録 れに八バ

確 L マイナンバーを取 認)と身元  $\epsilon \sqrt{}$ います。 番号であることの 確認 得 が必 する 確認 要とさ は、 番

万税支 円限払平

月ベ八

か当日

五課に

成二十八年分の

留

意

点

ばは年〕

十爭

月

非後額

れ号正

非

成に度わ成

引額がる

額 き年 0

+ 勤

万

円

5  $\sigma$ 以度

+

に額平円

正

前 十

に

わ

課勤税

れの

のた非に

八 上

支払四点が

月れ

ま

た。

(2) (1) たい転の個転通身個本てだず免写人免知元人人 LL人番1 免許 一番 号カ・ カー 確 認 証 は、 など K 1 (身 ŀ, 原 則 金番 とし れ元確 確 号 確 て、 認 認 運 ع

> を の実本施 養 従 家 行 施者とし 人 業 うこととされ 族 ź 確 員 0 本人確 は マ 湯合、 ことされてい て、 個 人番 、 事 必 そ の 必要扶関 1 11 う がが養係

#### 表 1 年末調整対象者の選別(主な例)

す整納非が及規当度

て

ます

税 わ

12

か

で行

ま 認

す

0

あい 確

雇の

用方

相関法

違係

は身元とがること . こ と

証

など

(身

(身元

認 た住

ح

運 票

からしれ

行び 定

復

别 L

所

得

0)

公正後 次泉 後 後

ま調過の収税税手限

写し

な

تخ

改源 で

特用 7

を つ改

したとこ

ころ

(3)

番

号の

記

載

さ

民

適い

は

改

正

前

#### 年末調整の 対象となる人

次のいずれかに該当する人

- (1) 1年を通じて勤務している人 (2) 年の中途で就職し、年末まで 勤務している人
- (3) 年の中途で退職した人のう ち、次の人
  - ①死亡により退職した人
  - ②著しい心身の障害のため退職 した人で、その退職の時期か らみて、本年中に再就職がで きないと認められる人

年末調整の 対象とならない人 次のいずれかに該当する人

- (1) 上欄に掲げる人のうち、本年 中の主たる給与の収入金額が 2,000 万円を超える人
- 2カ所以上から給与の支払を 受けている人で、他の給与の支 払者に「給与所得者の扶養控除 等(異動)申告書」を提出して いる人や、年末調整を行うとき までに「給与所得者の扶養控除 等(異動)申告書」を提出して いない人(月額表又は日額表の 乙欄適用者)



り族務め供扶従従 員 た が 0) 8 事業 扶養 業主 %族につ ら に 0) 対 L 11 してそ は ・ます。 ては、 が養事たその 不

#### 表 2 所得控除額一覧表(抜粋)

#### 【社会保険料控除額】

支払った又は給与から控除された社会保険料の合計額

#### 【小規模企業共済等掛金控除額】

(独)中小企業基盤整備機構に支払った共済掛金(旧第二種共済掛金は生命保険料控除の対象)、確定拠出年金法に規定する企業型年金加入者掛金又は個人型年金加入者掛金、地方公共団体が実施する心身障害者扶養共済掛金との合算額

#### 【生命保険料控除額】

保険等の種類	旧契約	新契約	両方適用する場合
一般の生命保険料	最高 5 万円	最高 4 万円	最高 4 万円
個人年金保険料	最高 5 万円	最高4万円	最高 4 万円
介護医療保険料	_	最高 4 万円	_
合計適用限度額		最高 12 万円	

※旧契約とは、平成 23 年 12 月 31 日以前に締結した保険契約等、新契約とは、平成 24 年 1 月 1 日 以後に締結した保険契約等

#### 【地震保険料控除額】

地震保険料の額(最高50,000円)

旧長期損害保険契約の支払保険料

- ① 10,000 円までの場合……支払保険料の全額
- ② 10,000 円を超える場合

······支払保険料× 1/2 + 5,000 円 (最高 15,000 円)

※地震保険と旧長期損害保険の両方の控除額がある場合は、その合計額(最高 50.000 円)

+

障害者控除額	除額 障害者 1 人につき270,000 円 特別障害者 1 人につき400,000 円 (同居特別障害者の場合 750,000 F	
寡婦(寡夫)控除額	270,000 円(特別の寡婦は、350,000 円)	
勤労学生控除額	270,000 円	

<b>勤力子</b> 土控际积		270,000 FJ	
配偶者控除額	一般の控除対象配偶者		380,000円
	老人控除対象配	480,000円	
配偶者特別 控除額	配偶者の合計所得金額が 38 万円超 76 万円未満		30,000 円~ 380,000 円
扶養控除額	一般の控除対象 扶養親族	16 歳以上 19 歳未満	380,000円
		23 歳以上 70 歳未満	
	特定扶養親族	19 歳以上 23 歳未満	630,000 円
	老人扶養親族	同居老親等以外	480,000 円
		同居老親等	580,000円
基礎 控除額	380,000 円		

- ※ 控除対象配偶者、控除対象扶養親族…… 所得者と生計を一にする配偶者その他の親 族、都道府県知事から養育を委託された児 童(いわゆる里子)及び養護老人のうち、 所得金額の合計額(繰越損失控除前)が38 万円以下の者(青色事業専従者又は白色事 業専従者とされる者を除く)。
- ※ 特定扶養親族……控除対象扶養親族のうち、平成6年1月2日から平成10年1月 1日までの間に生まれた者(年齢19歳以上23歳未満の者)。
- ※ 老人控除対象配偶者、老人扶養親族…… 昭和22年1月1日以前生まれ(年齢70歳 以上)の控除対象配偶者、控除対象扶養親族。
- ※ 同居特別障害者……控除対象配偶者や扶養親族が、特別障害者に該当し、かつ、その者が所得者又は所得者と生計を一にする親族のいずれかと同居を常況としている者。
- ※ 同居老親等……老人扶養親族のうち、所得者又はその配偶者の直系尊属で、所得者又はその配偶者のいずれかと同居を常況としている者。
- ◎税額控除である「住宅借入金等特別控除」については、給与所得者の場合、確定申告をした年分の 翌年以降の年分に、年末調整で適用を受けることができます。

### 妊娠 ハラスメント防止措置 ・出産・育児休業等に関する

(平成二十九年一月施行)

介護休業等に関するハラスメンにおける妊娠・出産・育児休業・介護休業法の改正により、職場男女雇用機会均等法および育児・ 新 トを防止する措置をとることが 女平 たに義務付けられます。 用機会均等法および育児・ 九 月一 H か から、

### 定義

以外の場所でを指し、通常を指し、通常 参加 場」に該当しますが、その判断務の延長と考えられるものは「職会」などであっても、実質上職 会」などであっても、実質上職に含まれます。勤務時間外の「宴遂行する場所であれば「職場」 に当たっては、職務との関連性、 ったことを考慮して個別に行 ます。 参加が強制か任意かと \*業務 常就 であっても、 を遂行 業している場 ける 業務を

などいわゆる非正パートタイム労働 規 雇 用契約 働社

> 自ら雇用する労働者と同様に、のみならず、派遣先事業主も、働者については、派遣元事業主 措置を講じる必要があります。 7 を含 0) 労働 を 主 が 雇 <sup>足</sup>元事業主 っ。派遣労 なる全

## ハラスメントの内容

されます。 と「状態への嫌がらせ型」に分類 制度等の利用への嫌がらせ 型

1 (-) 対象となる制定制度等の利用へ 度 の 分嫌がら Ŭ 型

る言動により、就次に掲げる制度 れるものをいいます。 就業環境に度の利用 児が害さ 別に関す

- 理 理 措置 妊娠 13 関する措 中及び出産後 置 母 性 0) 健 健 康康 管 管
- 険 | 「 「 「 に 内 業務の 0 0 就就 業制制 限限 及 び 危
- 産前 休 業
- 軽易 の換
- 限働 0) 時間 制限 叉形 労働 時 回を超える労働時心労働時間制での必な業務への転換 並 間 同外労働及び休日を超える労働時間 びに に深夜業 0) 制限労の法定 日間 働制労
- 育児: 時 間
- 育児休 護 介業

の看 外労働、 間 外労 働暇

> 深 夜 間 等 0 0) 介制 限 0) 0)

(2) ス メント 二業時 止 措置 が必要となる ハ

ラ

た会議に参加させないといっえない、これまで参加してい

た行為も

ハラスメントに

なり

イ を示唆するもの 解雇その他不知 利 益 虚な取 扱 11

り、上 制制い 示唆することです。解雇その他不利益な 度等 度利用の請求等をしたこと、 旨を上司に相談したこと 労働者が、 司 Ó がその労働者に対し、 利用をしたことによ 制度を利 な取 扱 用 e V L を

利用 制 を阻害するも 度利用の請求等又 0) は 制 度

口

なは、 同僚に伝えたところ、働者が制度を利用した ように言うこと等が該当 その労働者に対し、 このハラスメント は継続的に、 上司だけでなく、 が制度を利用したい旨を 得るとされ、 請求をしない 例えば、な 繰り返しつ、同僚が 行為 し 者 ŧ 労もに

等をするも 度 利 用 0) 13 つい 7 嫌 が 5 せ

たところ、 たところ、上司・豆労働者が制度等の 同の 僚利 がそそ のし

短縮 更 措置 所 定 労働 く、必要な仕事上の情 らせ等をすることをいいます。 言葉によるも 者に

0)

だけではな

開報を与

より就業環境が害されるものを出産したこと等に関する言動に ます。 女性労働者が妊娠し したこと、 型

- ①対象といいます。 危険有害業務等 出産したこと。 娠したこと。 曲
  - 産したこと。
- ができないこと又はの規定により業務に 業務に従事しなかっ 有害業務等 0) たこと。 これらの 就 就 くこと 業 制 限
- をしたこと。 就 産後の就 業できず、 業制限 又は 0) 規定によ 産 後休 業
- こと又は労働能率が低下したいこと若しくはできなかった状により労務の提供ができな状により労務の提供ができな 娠又は出
- 2 防 ント 止措 置 が必要となるハ ラ

対 ì

ŋ

返

L

嫌

他 不 利 な 取 扱 4

が ハラスメントには ら妊 せ等をするも 娠等したことに 該当し 関 な 嫌

も

当しないものな業務上の必要 1 制 度等 のの のもあります。ハラスメント 要性 利 用 K ハメント 基 に関する ゴづく言語 -に該 言

イ す児 大業の取り 業務体制 0) 取得予定期間な を確な、 認育

例

いが調整で、この尸体診は、この尸 ること。 **整できるか」と確認すこの日を避けてほし状況を考え「次の妊婦** 

をする目的をする目的 口 変更を相談よりる目的で休暇 やハのように、 業休の暇 すること。 期と 制 に対策 間の 強対で を尋整

しない場合に限られます。る変更の依頼や相談は、強利用を希望する労働者に対 る妊 「状態」に関する言動 のうから、業な時間労働はな 司が、 長時間労働 L して、「妊児 担 この見直 なんして 0 例

る

配減 L す う 、がどうか。 量 ع

口 うか」と配慮する。 少し楽な業務にかわ 担が大きいだろうか 世が大きいだ上司・同 上司 衆な業務にかわる人きいだろうから って 5 婦 に もう はど は 負

慮する。 方が良いのではないか」 方が良いのではないか」 ないか」と配 少し休んだ 4. h で 体

\*

次 ① 事業主の方針の明確化次のものが掲げられていま事業主が講ずべき措置と 0) 周 知 ・啓発 化及びでます。 世として

する 妊娠、出産、育児: 妊 いる妊 娠 否定的 するハラスメントの 娠 出 産、

景となり

るこ

は関 ならる ラス い旨 出 カナションカーが ト児が休 あ業 つ等 てに

こと。 含む労働 明制 度 等 者 0)

要するハラスメントに係る言題するハラスメントに係る言題が表示を記述、 一に対処する旨の方針・対処 の内容を就業規則等の文書に 規定し、管理・監督者を含む が働者に周知・啓発すること。 の内容を就業規則等の文書に 規定し、管理・監督者を含む がした。 が働者に周知・啓発すること。 の内容を就業規則等の文書に を記述、 がした。 がした。 の内容を就業規則等の文書に を記述、 がした。 の内容を就業規則等の文書に の内容を就業規則等の文書に の内容を就業規則等の文書に の内容を就業規則等の文書に の内容を就業規則等の文書に の内容を就業規則等の文書に の内容を就業規則等の文書に の方針・対処 (2)

ること。 相 談窓口をあらか だめ 定

ようにするこ:。 状況に応じ適切に対応で が、 A応できるが、内容や

妊娠

•

の発 じて する WIN るハラスメントに該当生のおそれがある場合だけでなく、いる場合だけでなく、いる場合 な場場 で 0

(3)

**有に周知・啓発するし、管理・監督者をの利用ができること** 

妊 娠、 出 産、 理·監督者を含む る旨の方針・対処 る旨の方針・対処 ないては、厳

か

わらず

再

事実確認ができた場合には、の措置を適正に行うこと。 速やかに被害者に対する配慮事実確認ができた場合には、 応 の職 事後の迅速かつ適切な対し場におけるハラスメント すること 実 関 係 談に対応すること。 迅 速 か つ 正 確に 慮

行うこと。 行為者に対する措置を適正に

(4) や背景となる要因を解消に関するハラスメントの(4) 職場における妊娠・出 こと。 など) ための措置 発防止に向けた措 けた措置 (業務 体 |を講ずる 消の出 0) `整備 する因 産等

(5) 1 から生 と併せて講ずべ き

バシーを保護するために必相談者、行為者等のプラ措置 な措置を講じ、 周知すること。 ´ライ 要

者 て は |して不利益な取扱いを行っ||認に協力したこと等を理由相談したこと、事実関係の て不利益な取扱 周 ならない旨を定 光すること。 日を定め、労場な取扱いを行

#### クレーム対応のポイント

どのような会社でもクレームはない、という会社はあり得ません。困ったクレームへの対応について、以下に説明します。

①相手の気持ちに合わせ、神妙に謝る

最初から謝ると悪質な相手によっては、 無理・難題を言ってくるのではないか、と いう考えがあるかも知れません。

しかし、基本的には、お客様に不愉快な 思いをさせたことへの謝り、と捉えるべき でしょう。

②メモを取りながら拝聴に徹する

とにかくメモに書いていく。このことで お客様には真剣さが伝わります。

③否定的な言葉・話の遮りをしない

"お客様、そうではないんですよ"とか、"その点はよく誤解されるんですが"等の言葉は、プライドを傷つけるので慎みたいものです。

④相槌を多用する

相槌により共感を与えることになり、"あ、 それなら分ってくれているんだ"とお客様 の気持ちが落ち着いてきます。

⑤相手の意図とタイプを見極める

クレームにはいわゆる、苦情、忠告、悪質クレーム等の種類があります。また、お客様が権利主張者なのか悪質クレーマーなのか等タイプを見極め対応します。

⑥立場を入れ替えて対応の仕方を考える

自分がお客様であったら"何をしてもらいたいのか"と考えると解決策が出ます。

⑦苦情三変の法則を活用する

対応がうまくいかない場合、(イ)人を変える(例えば上司に代わる)、(口場所を変える(落ち着いて話せる場所に移動する)、(ハ)時間を変える等で対応していきます。

⑧対応策を迅速に伝える

この場合、複数の提案を出し、お客様に 選択してもらうとよいでしょう。

- ⑨文書・メールでの謝罪には注意する
- ⑩相手の呼出しには慎重を要する

## 65歳の大きな「

壁

二○年前に比べて五~一○歳は十分社会的活動を営む能力がは十分社会的活動を営む能力がある。ことを表示しました。ある。ことを表示しました。 十五歳~七十十五歳~七十十 昨著年 業分野 つつあ 包 の比率 七十 る の 変 化は ー が 五 増 、現在の が · 九 歳) えるで 適歳 週切でなくな 感の「壁」や )高齢者 は 林 しょ 漁 0 者人歳に差は カ う 5 元日

#### 値下げを避けよう

小さな会社は、なぜ「値下げを避けなければならないか」を考えてみましょう。

第1に、価格競争は体力勝負の消耗戦に なるため、豊富な経営資源を投入できる大 企業が有利である。

第2に、値下げは簡単に真似されやすい ので持続的優位につながらない。

第3に、低価格ばかり消費者にアピール していたら、自ら専門性を否定することに なる。

第4に、安売りを続けるうちに消費者は 価格感応度を高める。それは、特売の時だ け買いに来ることになっていく。

従って、小さな会社は、"価格は勝ち負けがはっきりする一本のモノサシ"であると認識しましょう。そこで、とるべき方法は「質」の競争ということなります。

質の競争では、競争の尺度は何が好ましいのか様々であり、単純な勝ち負けの競争にはならないからです。